

質問票提出にあたり御留意いただきたい事項

- 1 質問票に記載しきれない内容がありましたら、別途、資料を添付していただいで結構です。
- 2 回答は、質問票に記載された内容について行います。回答の際に追加の質問をいただいても即答しかねますので御了承ください。
- 3 回答にあたっては、内容により市内部での検討や県などへの問い合わせのため時間を要する場合がありますので、御承知おきください。
- 4 いただいた質問票の中で、同様の質問が多いもの等については、今後作成予定の「介護保険に関する Q&A」へ掲載することがあります。
- 5 質問票は市ホームページ【HOME→市民の皆様→介護→介護保険事業所へのお知らせ】よりダウンロードできます。

※国保連からの請求の返戻については、今まで通り電話で回答します。ただし、市役所で返戻内容の詳細を把握できない場合もありますので、その際は国保連へ直接のお問い合わせを御案内させていただきます。